



取り扱い注意

解禁

テレビ・ラジオ・インターネット 10月20日(金)午後5時以降

新聞 10月21日(土)付け朝刊

令和5年10月12日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

みかわこくふあと

三河国府跡の史跡指定について（新規指定）

国の文化審議会（会長 佐藤 信）は、史跡名勝天然記念物の指定等について、10月20日(金)に文部科学大臣に答申する予定です。そのうち、豊川市では下記の物件が該当しますので、お知らせします。

1 史跡名勝天然記念物指定の内容等

種別	名称	所在地	指定面積
史跡	みかわこくふあと 三河国府跡	とよかわししろとりちようかみごうちゆう 豊川市白鳥町上郷中8番 外32筆等	指定面積 10,855.67㎡

2 史跡指定の理由等

三河国府跡は、豊川市西部を南北に流れる西古瀬川と音羽川によって形成された通称白鳥台地の先端付近に立地する古代三河国の国府跡である。国庁⁽¹⁾の正殿⁽²⁾と考えられる石組雨落溝⁽³⁾を伴う四面廂⁽⁴⁾建物、後殿⁽⁵⁾と考えられる東西棟の大型掘立柱建物⁽⁶⁾、南西では西脇殿⁽⁷⁾の可能性のある掘立柱建物、南東では東脇殿と考えられる長舎状⁽⁸⁾（長方形）の建物を確認した。これら国庁の主要建物はコの字形配置をとり、圍繞施設（掘立柱塀）で囲まれる。

主要建物の配置や圍繞施設（掘立柱塀）は、その成立から廃絶までの間に大きな変化は認められないものの、発掘調査成果と出土遺物の検討から、主要建物は9世紀初頭から10世紀中葉までの間に3期の変遷が認められる。出土遺物には蹄脚円面硯⁽⁹⁾や「國厨⁽¹⁰⁾」と墨書された9世紀代の須恵器⁽¹¹⁾、10世紀中葉に廃棄された緑釉陶器⁽¹²⁾製の

陶印^{とういん}、緑釉陶器^{りよく釉とうき}、製塩土器^{せいえんどき}⁽¹²⁾等、国府における文書行政、給食、饗応^{きやうおう}⁽¹³⁾等に関係すると考えられる遺物がある。

三河国府の国庁が、コの字形の建物配置を採るようになるのは、9世紀初頭であり、その形状を踏襲しつつ10世紀中葉に廃絶することが判明するなど、律令国家の地方支配の拠点となる国府の実態と変遷、さらには古代の地方支配の実態を知る上で極めて重要な遺跡といえる。

【注釈】

- (1) 国庁 古代律令体制下で各国に置かれた役所のことで、現在の都道府県庁に相当する。
- (2) 正殿 国庁の中心となる建物。
- (3) 雨落溝 屋根から軒下へ流れ落ちる雨水を処理する建物の周囲に設けられた排水施設（溝）。
- (4) 四面廂 四周に廂を持つ建物。
- (5) 後殿 正殿の後ろに位置する建物。
- (6) 掘立柱建物 地面に穴を掘り、柱を立てた建物。
- (7) 脇殿 国庁内で役人が執務を行っていた建物。
- (8) 蹄脚円面硯 墨を磨る「硯」のうち、硯面が円形で脚が馬の蹄のようになっているもの。特に高位の役人が使用したと考えられ、国庁のような施設を象徴する遺物の。
- (9) 國厨 国庁の部署のうち、食事の供給や食料・食器の調達・管理を執り行う部署。
- (10) 須恵器 古墳時代中期から平安時代にかけてみられる青灰色の焼物。
- (11) 緑釉陶器 平安時代に生産された、緑色に発色する釉薬をかけて焼かれた陶器。
- (12) 製塩土器 塩を製造する際に煮炊きに用いられた土器。
- (13) 饗応 酒や食事などを出してもてなすこと。

3 その他

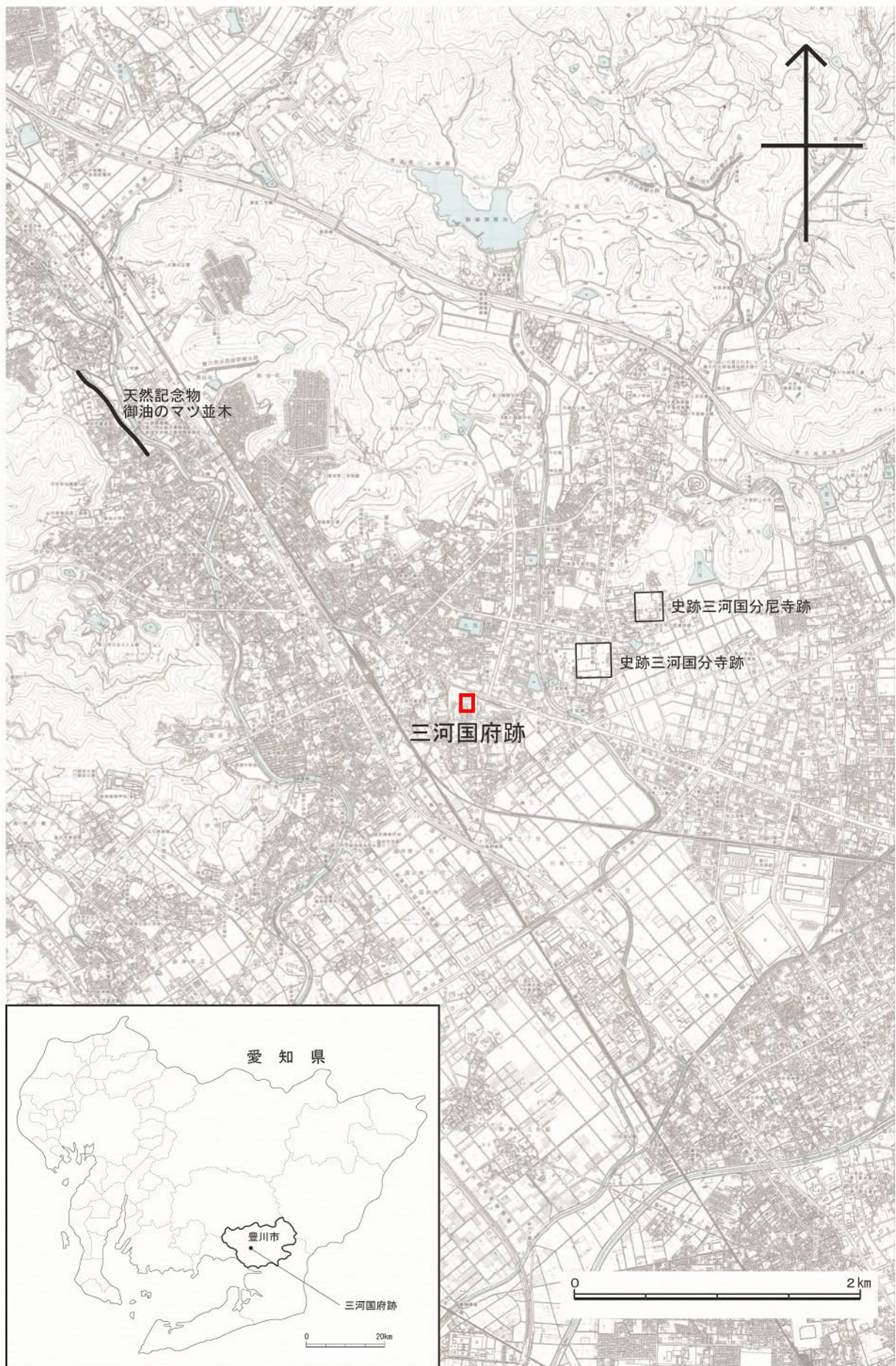
写真や図の提供を希望される場合、秘書課広報広聴係までご連絡ください。



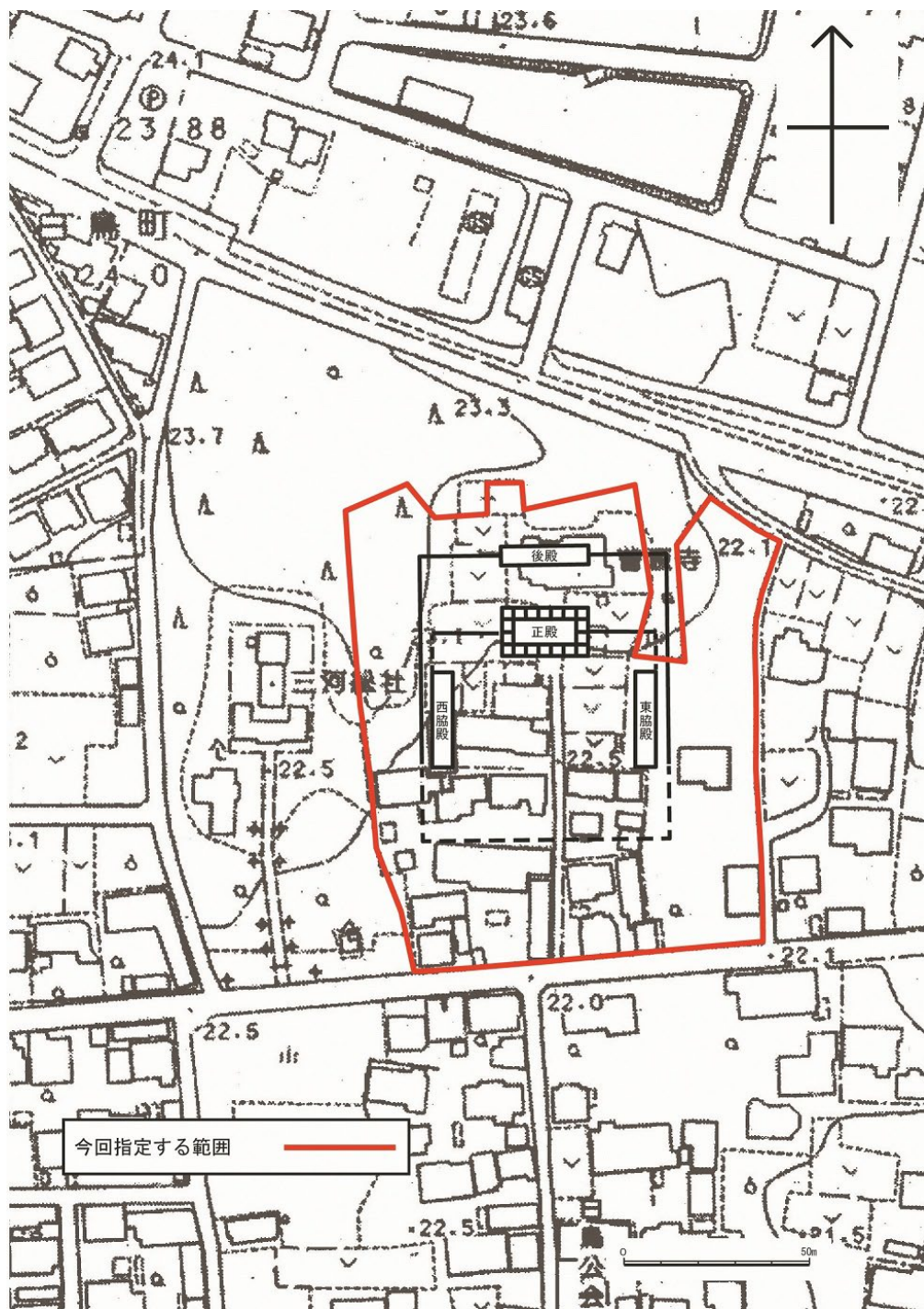
三河国府跡の現況（南より）

【お問合せ先】

豊川市教育委員会 生涯学習課 文化財係 天野・細井
TEL:0533-88-8035 Eメール : gaku@city.toyokawa.lg.jp



三河国府跡の位置



指定範囲を示す図



写真1 西脇殿西北隅の調査状況(西より)



写真2 出土した蹄脚円面硯



写真3 東脇殿の調査状況（南東より）



写真4 正殿の調査状況（西より）



写真5 出土した「國厨」と墨書された須恵器